

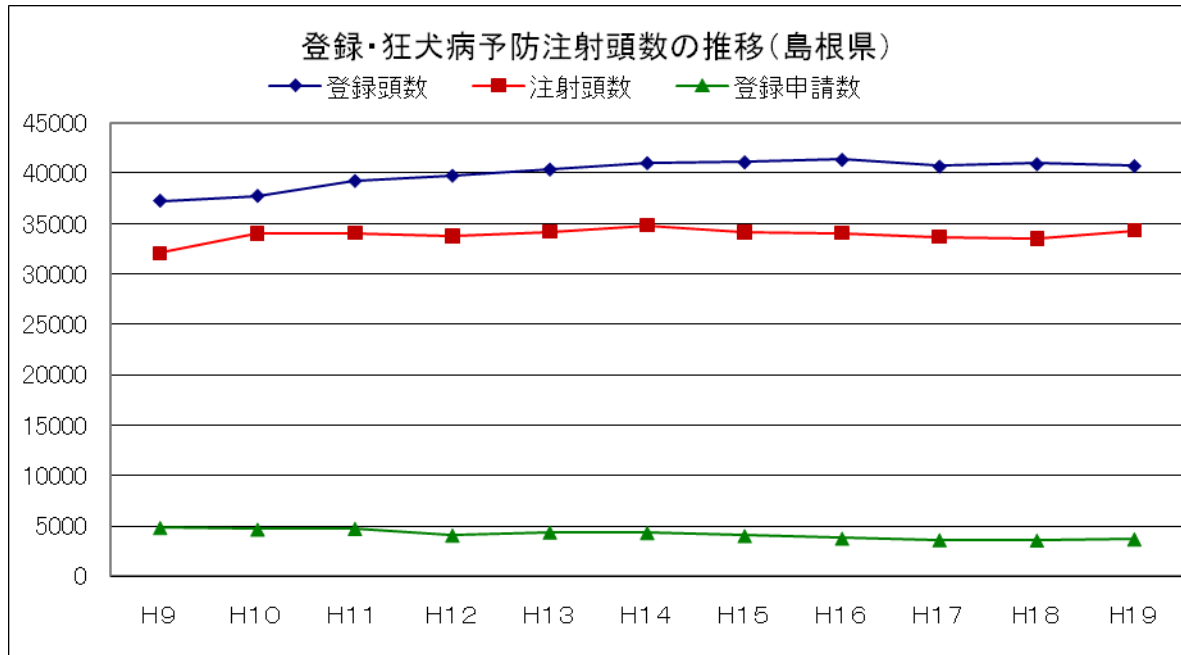
島根県の犬・ねこデータ【19年度版】

健康福祉部薬事衛生課

1. 犬の登録、狂犬病予防注射実施頭数

平成19年度末の県内の犬の登録頭数は、40,749頭で前年度(40,944頭)からわずかに減少していますが、ここ2、3年ほぼ横ばい状態が続いています。

狂犬病予防注射実施頭数は、34,373頭で登録頭数に対する注射の実施率は84%となっています。注射実施率についても、ここ数年ほぼ横ばい状態が続いています。



2. 犬・ねこ収容・引取り・処分の状況

(1) 犬の収容(捕獲)

平成19年度に県内の各保健所に収容(捕獲)した犬は、554頭で前年度(819頭)から約3割減少しています。また、平成9年は、3,757頭であったのが、10年間で8割以上減少しています。

これは、終生飼養や放し飼いにしない、逸走防止措置を施すなど飼い主のモラルが向上したためと思われるが、一部では依然として野犬の多い地域もあります。

(2) 犬・ねこの引取り

平成19年度に県内の各保健所で引き取った犬は673頭(子犬264頭・成犬409頭)でした。このうち、飼い主からの引取りは、566頭(子犬226頭・成犬340頭)、所有者不明の犬の拾得者等からの引取りは、107頭(子犬38頭・成犬69頭)であり、飼い主からの引取りが全体の約8割を占めています。ねこの引取りは2,536匹(子ねこ2,141匹・成ねこ395匹)でした。このうち、飼い主からの引取りは、1,017匹(子ねこ746匹・成ねこ271匹)、所有者不明のねこの拾得者等からの引取りは、1,519匹(子ねこ1,395匹・成ねこ124匹)であり、所有者不明のねこの引取りが全体の約6割を占めています。

犬は成犬が全体の約6割を占めていますが、ねこは子ねこが全体の約8割を占めています。

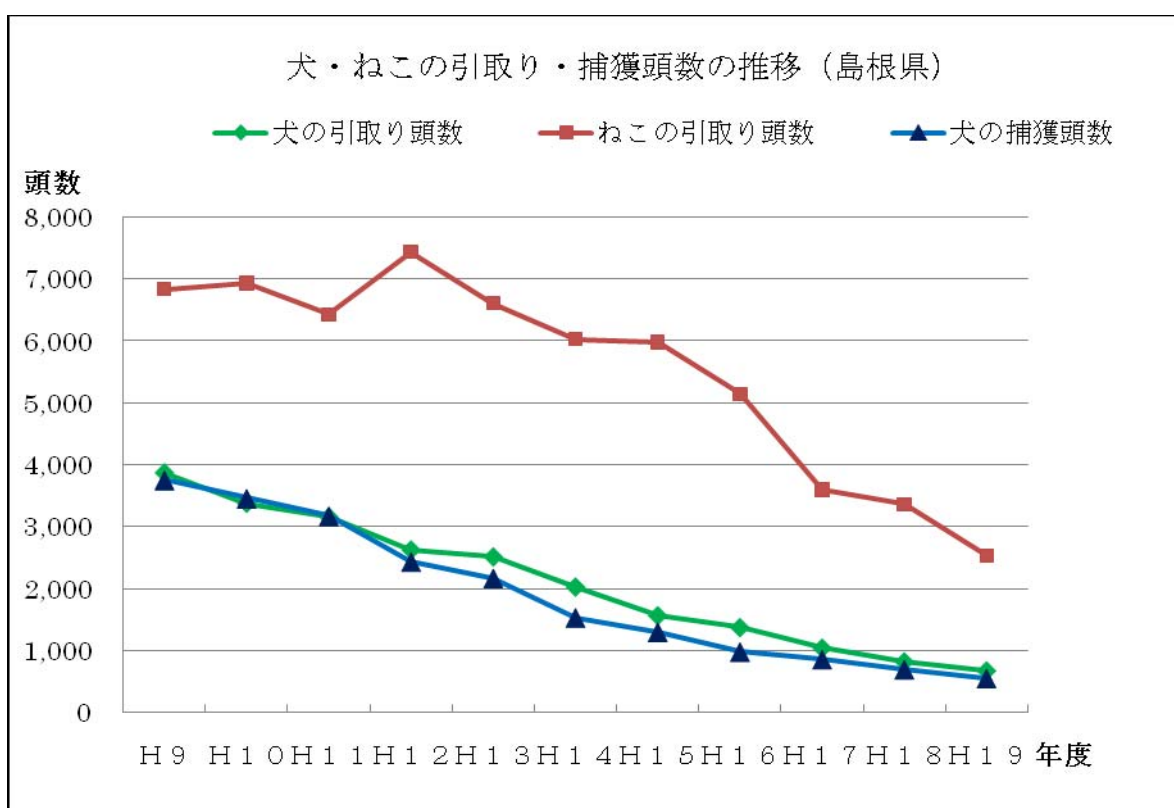
全体では、犬、ねことも前年度(犬 819 頭・ねこ 3,362 匹)から約 2 割減少しています。

飼い主が保健所に引取りを求める理由は、計画外の繁殖のためが最も多く、次いで近隣に迷惑をかけるため、治療困難な疾病のため、飼育者の病気・入院等のため等が多くありました。

全体的には、犬、ねことも引取り数は減少していますが、依然として子犬、子ねこが産まれたが飼うことができないからといった理由での引取りが多いため、引き続き不妊・去勢手術など繁殖制限の実施を普及啓発していく必要があります。

また、所有者不明のねこも依然として多数引き取っていますので、ねこの屋内飼育についての普及啓発にあわせ、飼い主のいないねこに対する取り組みについても今後検討していく必要があると考えます。

なお、平成 20 年度からは、犬の収容(捕獲)に関する状況分析や引取り理由の分類・解析等を行い、収容、引取り数の削減のための問題点の把握、対策の検討等を行うこととしています。



(3) 犬・ねこの返還・譲渡・処分

平成 19 年度中に県内の各保健所に収容(捕獲)した犬(554 頭)のうち、116 頭を飼い主に返還し、121 頭を新しい飼い主に譲渡することができましたが、317 頭は殺処分となりました。

また、保健所に引取った犬(673 頭)、ねこ(2,536 匹)のうち、所有者不明の犬 18 頭を飼い主に返還するとともに、犬 140 頭、ねこ 88 匹を新しい飼い主に譲渡することができましたが、犬 515 頭、ねこ 2,448 匹は殺処分となりました。

その他、保健所に収容した負傷動物 141 頭(犬 19 頭・ねこ 122 匹)のうち、犬 7 頭、ねこ 2 匹を飼い主に返還し、犬 1 頭、ねこ 3 匹を新しい飼い主に譲渡することができました。

保健所に収容や引取りをした所有者不明の犬、ねこについては、各保健所のホームページへの情報

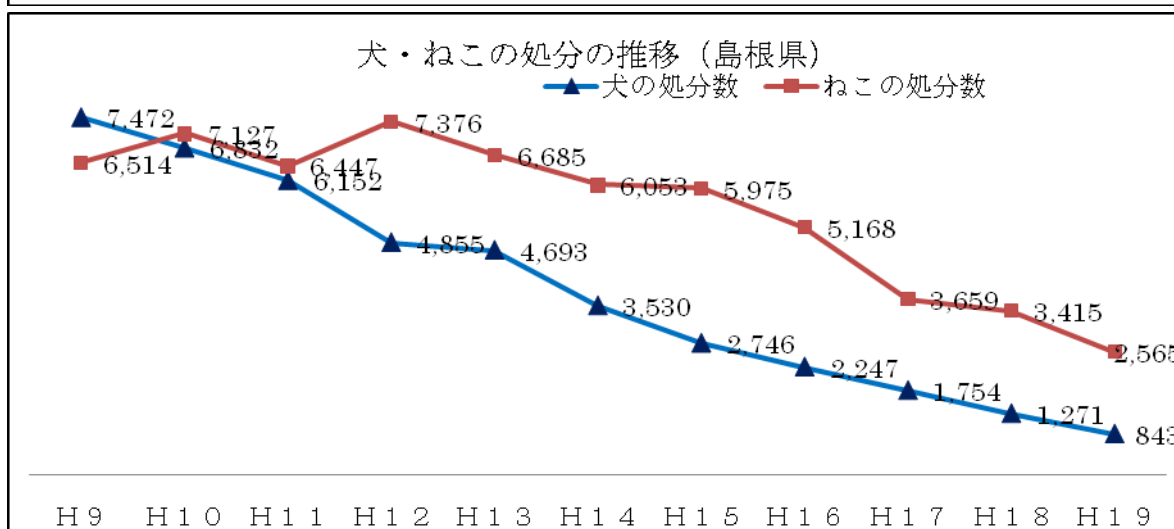
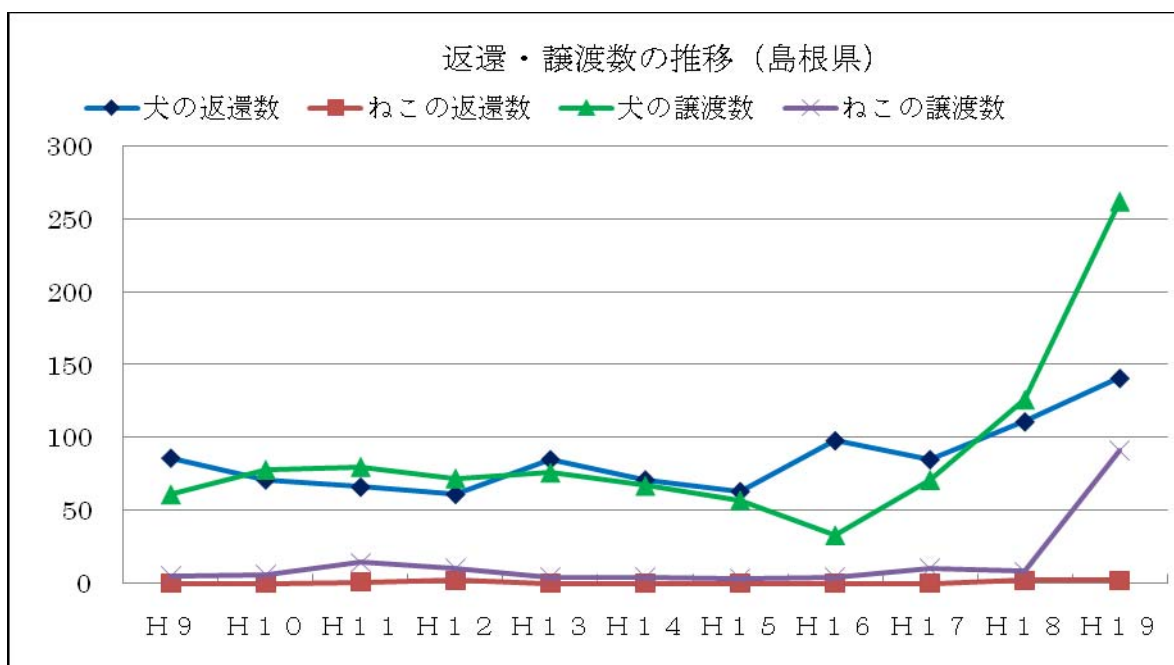
掲載や市町村、警察への情報提供などを行ったため飼い主への返還はここ数年増加しています。

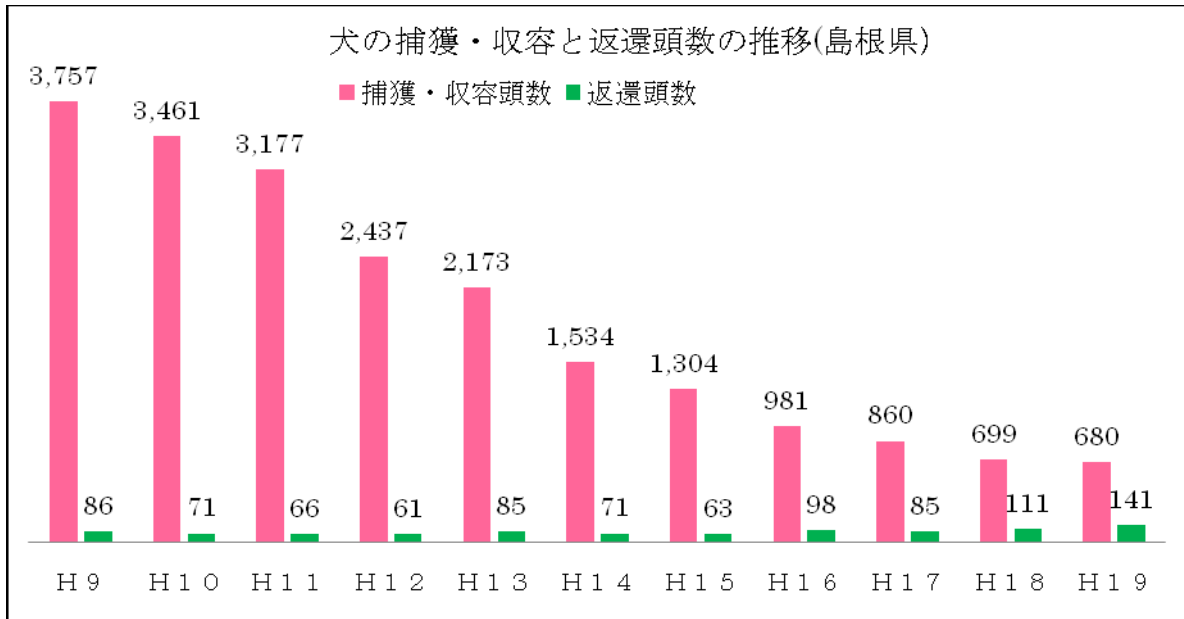
譲渡数については、犬は262頭で前年度(126頭)の約2倍に増加し、ねこは91匹と前年度(8匹)から大幅に増加しました。これは、保健所で引取り・収容した犬やねこにできる限り生存の機会を与えるため、出雲保健所を初め県内の全保健所で譲渡に取り組んだことと、ボランティアで犬やねこの新しい飼い主を探す活動を行う団体等の協力が得られたことが要因となっています。今後も、関係機関との連携を図り、適正な譲渡を行っていく必要があります。

このように、保健所での引取り・収容の減少、返還・譲渡の増加はこれまでの普及・啓発等の取り組みの効果が徐々に現れたものと考えられます。

殺処分数は、平成9年度が13,986頭(犬7,472頭・ねこ6,514匹)であったのに対し、この10年間で7割以上減少しましたが、まだ多くの犬、ねこを殺処分しなければならない現状にあります。

今後も終生飼養や、繁殖制限などの飼い主の責務についての普及啓発、所有者不明の犬・ねこ情報の周知徹底などを引続き実施し、保健所で引取り・収容する犬・ねこを減らすことが重要であると考えます。



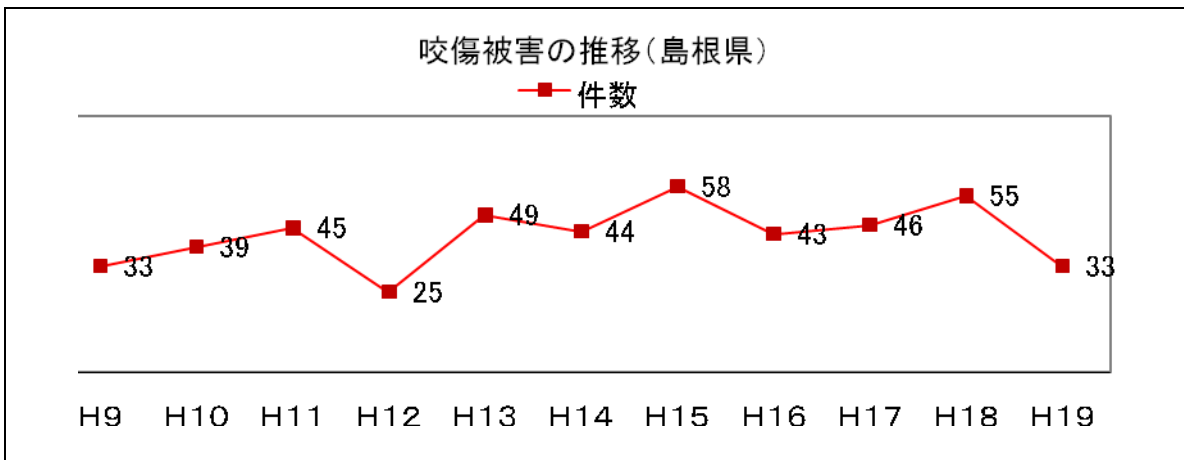


H18年度まで捕獲・収容頭数は捕獲のみ H19年度は捕獲・収容頭数は捕獲の外所有者不明の引取り、負傷動物を含む

3. その他

(1) 犬による咬傷被害の状況

犬による咬傷被害は、ここ数年 50 件前後で推移していましたが、平成 19 年度は 33 件と減少しました。咬傷事故を起こした犬の内訳は、31 頭が飼い犬、2 頭が所有者不明の犬でした。

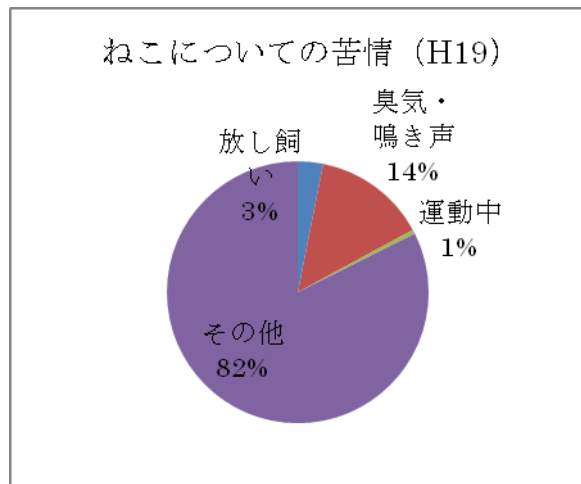
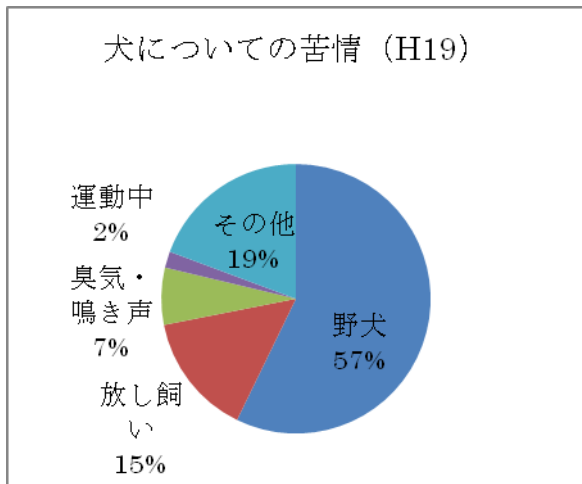
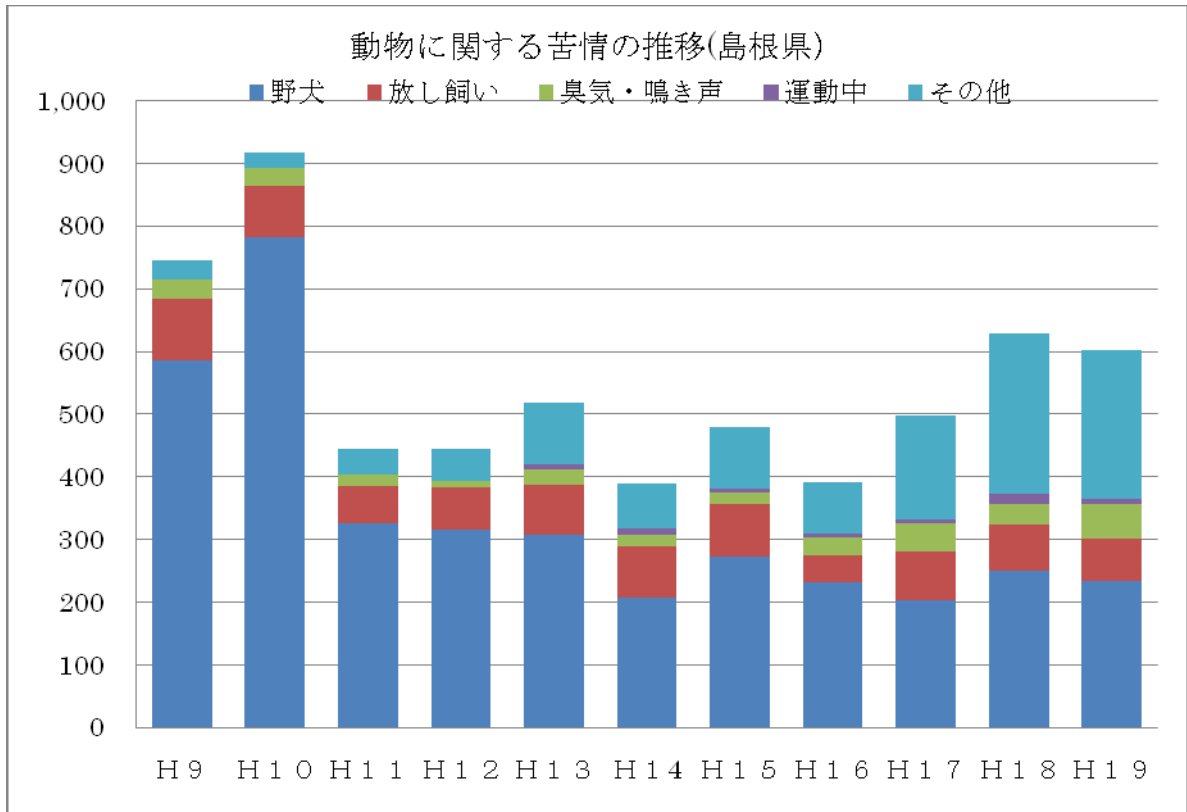


(2) 動物に関する苦情の状況

保健所に寄せられた動物に関する苦情のうち、犬に関するものでは野犬に関するものが最も多く 234 件と全体の約 3 分の 1 を占めています。ねこに関するものは、放し飼いや臭気・鳴き声に関するもの以外に庭や畑を荒らす、家に入ってくるという苦情から野良ねこがいるので何とかしてほしいといったものまで様々な苦情が寄せられました。

野犬に関する苦情は、この 10 年間で 3 分の 1 程度まで減少していますが、ここ数年は 200 件前後で推移しています。これは、犬の収容(捕獲)頭数の減少にも現れていますが、依然として一部地域では遺棄によると思われる野犬や放し飼いも多く対応が必要です。

なお、ねこに関する苦情の内容は多岐に渡っているため、内容を分析し問題点の把握、整理を行うため平成20年度から更に詳細に調査・分類を行うこととしています。



4. まとめ

この「島根県の犬・ねこデータ」を通じ、島根県の犬・ねこが置かれた現状を県民の皆さんにご理解していただくとともに、動物であってもその命の尊厳は守られるべきであることを、改めて考えていただきたいと思えます。

県では、平成20年3月に「島根県動物愛護管理推進計画」を策定し、処分される不幸な命をゼロにするとともに、人と動物が共生する社会の実現を目指し、様々な取り組みを行っていくこととしていますので、県民の皆様幅広いご協力をお願いします。